

つては入居の際も相当厳しく入居者にはお願いをしておきたわけです。換気孔は小さいものがありまして、その他についての利用と、そういうものも極力していただくようにというふうなお願いをしておきたわけでございまして、ある意味では設計上そういうものは一応危惧されていたということも事実でございします。

そういう関係で現実的に今回、これ、瑕疵に当たるかどうかという判断につきましては一応私どもといたしましては、その辺の設計、専門家との協議もいたしましたし、即の指導もいただいた中で、先ほど申しましたように、建設部から申し上げましたように一様の中宮住宅の建設の仕様に基いた一応設計ということになっておりますので、これを瑕疵と認めて損害の賠償を要求するということは一応立場には立っていないという判断を持っております。

以上、契約上からの一応今回のカビの発生に伴います補修工事につきましては、私どもの見解について御答弁申し上げました。よろしくどうかお願い申し上げます。

○十四番(仲村清信君) 今の説明聞きました。細いことにつきましてはまた、これ、付託される中で総務委員会の中で中宮住宅、同じこれは政府でやったPC工法は拜島の前にも大きなのが建てますから同じところからの工場から出てきたもの

○十四番(仲村清信君) 中宮住宅のところの工事費の関係でございましてまた中宮

住宅を建てる計画がある中で設計会社の責任ですね、補償の関係、こういうたもので、この中宮住宅はPC工法ですから、今、結露の問題でカビが発生したと。

当然当初から設計の段階でPC工法で結露が出るなんていうことは、これ、わかっていることなんだけど、設計の段階でそういういたものの対策が完全にされてなかった結果じゃないかと思うんですね。ここら、設計会社に訂正設計ミスならば契約の段階でどういう責任をとらせることができるのか。そういう契約の各項目でうたてなかったのかどうか。ただ予期しない不可抗力によるものというところならばこれは私は仕方ないと思うんですね。

だけど、この工法でやったならば陸屋根なんかの場合には完全に温度差の変化によって露が出る。これは建築のあつまる習なり常識でこれはわかっている人で、じゃあ、ここ改修の改良工事をやって完全にその問題点を解決されるという保証があるのかどうか。

それと、今後改修が改良工事であつたらが解決しないという方式になりますと次の中宮住宅の建設についての所在についての検討も慎重にしていかないと

ればいけぬんじゃないか。というのは、つくったばかりのところでは、役所の金だから、これ千百五十二万という簡単に数字で並びますけど、民間だったらこんなことはとても通りませんで、これ。ですから、その辺のところを、まだまだよくな家賃も大していただけないくらいから千百五十二万も工事代払うって人じゃ、民間だったらアパート業者でも何でもこれもうつぶれちゃいますね。

だから設計会社とどういうふうに最初の詰めがされてあったのか。結露の問題について設計ミスがあったのか、なかったのか。ミスがないとするならばそれは不可抗力なのか。その辺のところを今後改良工事をやって完全にこの問題点が解決できるという保証がある工事をできるのかどうか、その点だけお願いいたします。

○議長(森田治男君)

十一時五十分まで休憩いたします。

午前十時五十一分

休憩

午前十時十分

開議

○議長(森田治男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(森田 進君)

自席からお話しをいただきます。ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

天井及びカビ工事につきましては日本のある程度風工あるいは現在のPC工法の中ではある程度宿命的なものであると、そんなふうなことも一応聞いてございますが、いずれにしても、こういった形を管理上の問題を含めまして修繕経費を組まなければならぬことにつきましては冒頭お話を申し上げます。

御質問いただきました件については四点にわたくしと思いますが、そのうち三点について私の方からお答えをさせていただきます。一点については総務の方から一応お答えをさせていただきます。

まず一点は、設計時の設計、施工上の問題と、そういうことでございますが、御案内のように公営住宅でございます。公営住宅の基準に従いまして設計、施工したわけでございまして、その範囲では建設についても特に瑕疵はなかったと、そんなふうに一応承知をしております。

それから、今回改修をしまして、その後一応改修を完了するようになっていますが、かどろかと、そういうことでございしますが、現在の建物の中ではやはり同じような形で

一応改修をする必要も出てくるだろうと、そんなふうに一応考えてあります。今回の場合も昨年の冬の積雪時に特に外気が冷々込んでおりました、その関係で一応水滴が結露になって、それが結果というカビというふうな形で非常に壁工その他と一応汚れておると、そういう状況でございまして換気あるいはその他について入居者にできるだけそういうものをよくするようにお願いをしますと、そういうことを今後この改修にあわせて一応説明会等々あるいは開きまして、うちの中でお願いをしていきたいと、そういうふうに一応感じておりますが、いずれにしてもまたいつの時期かやはりこういう問題が出てくるんじゃないかと、そんなふうに一応考えておりますが、できるだけそういう形が出ないように努力はしていきたいと、そのように考えております。

それからもう一点、今年度予定をしております、あるいは今年度以降に予定をしておりますに当り住宅の建設に對する考え方でもございしますが、一応、工法等その他については同じような形でやらなければならないと思っておりますが、今の問題について例えば断熱材を多く使うとか、そういう形である程度解決をしますと、そんなことも一応聞いておりますので100%の解決という形がとれるかどうかはわかりませんが、できるだけこういう問題が起きないように努力をしていきたいと、そのように思っています。

で、そういうことも全部ぬらやまつているのか、カビが生えてくるのかという形。そして、だめなものならば今後の市営住宅の建てかえについてはPCではやらないと、素材の検討もやるべきであらうと。

それからについてはまた後、細かく担当の委員会の中でお聞きしていきたいと思っております。本日のところはこの程度で終わります。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第四十五号 昭和六十年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本委員について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生子国利君登壇)

○福祉部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第四十五号昭和六十年
度福生市老人保健医療特別会計補正予算第一号について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は主として五十九年度の精算による補正が主なものでござい
ます。

まず一ページをお開きいただきたいと思います。まず総則につきましてはござい
ますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百五十二万八千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ八億七千六百二十九万九千円と定めようとするもの
でございします。

次に第一表の歳入歳出予算補正につきましては二ページをお開きいただきたいと思
います。

まず歳入でございしますが、昭和五十九年度精算による繰越金四百五十二万八千円
を歳入として予算措置するもので、歳入合計が八億七千六百二十九万九千円と相なる

ものでございします。

次に歳出であります。諸支出金といたしまして四百五十二万八千円。この内訳は
償還金及び還付金として、国庫支出金の精算返還金が十九万二千円。都支出
金精算返還金が四万七千円。支払基金の精算返還金が百二十八万四千円で
合計百五十二万三千円であります。

また他会計の繰出金であります。これは本会計の精算による一般会計への繰
出金三百五十五万五千円であります。

以上、これら合計額四百五十二万八千円を補正し、歳出合計が八億七千六百二十
万九千円と相なるものでございします。

以上、大分難解な説明でございしますが、原重御審議いただきまして、原委員と
あり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明を終らさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本委員に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第四十六号昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第四十六号昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算第一号につきまして御説明を申し上げます。

まず一ページの総則につきまして申し上げます。第一下の歳入歳出予算の金額は第

一表の歳入歳出予算補正にすることを定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きをいただきますと思いますが、第一表歳入歳出補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳出のみの補正でございます。事業費で五万五千円の補正は西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で職員人件費の増に伴うものでございます。

次に予備費の五万五千円の減額は計数整理のための減額でございます。

したがしまして歳入歳出合計は補正前と同額の十七億四千五百二十七万六千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こゝより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号は、建設委員会に付託いたしたと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) この際、日程第六から日程第八までの三案を一括して上程いたします。

日程第六議案第四十七号から日程第八議案第四十九号までの福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についての三案を一括して議題といたします。本三案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので議案第四十七号から議案第四十九号までの福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを一括して御説明を

申し上げます。

この三議案は昨年の七月十九日をもって任期満了になり退任されました農業委員会委員の方々の多年にわたる市の発展に貢献されましたその功績に對して表彰をいたそうとするもので、議案第四十七号は、委員歴十五年の福生市大宮福生四七の番地、井上誠三氏を、

議案第四十八号は、委員歴十二年の福生市大宮福生五九の番地、世本平八郎氏を、

議案第四十九号は、委員歴十二年の福生市本町九七番地、渡邊房一氏をそれぞれ表彰条例附則第二項による自治功労表彰該当者として表彰を直ちに委員会に諮り答申をいたさしたので、御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいたさして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本三案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案不第四十七号から議案不第四十九号までの三案について採決いたします。

お諮りいたします。

本三案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案不第四十七号から議

案不第四十九号までの三案は、それぞれ原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第九議案不第五十号福生市表彰条例に基づき自治

功労表彰について議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でござりますので議案不第五十号福生市表彰条例

例に基づき自治功労表彰について御説明を申し上げます。

本案は選挙管理委員会委員として八年、その後、農業委員会委員として六年、通算して十四年在职され、昨年七月十九日をもって農業委員会委員の任期満了により退任されました福生市大宮福生二ハ一番地、笹本太郎氏と多年にわたる市の発展に貢献されましたその功績に對して表彰をいたそうとするもので、表彰条例附則第二項による自治功労表彰該当者として表彰を審査委員会に諮り答申をいただきましたので御提案を申し上げます次第でござります。

慎重御審議をいただきますので、原案とおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案不第五十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、原案のとおり同意されました。

○議長（森田治男君） この際、日程第十及び日程第十一の二案を一括して上程いたします。

日程第十 議案第五十一号及び日程第十一 議案第五十二号の福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので議案第五十一号及び議案第五十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について一括して御説明を申し上げます。

本二案は、昨年十二月二十四日をもって任期満了になり退職されました選挙管理委員の市行政に貢献されました功績に對して表彰をいたそうとするもので、議案第五十一号は、委員歴八年の福生市牛浜六五番地、寺田音市氏を、議案第五十二号は、委員歴八年の福生市大宮福生五三七番地、森田新平氏を表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮り、答申をいただきましたので、御提案を申し上げた次第でございます。

慎重に御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に對する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十一号及び議案第五十二号の二案について採決いたします。お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十一号及び議案第五十二号の二案は、それがい原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第十二議案第五十三号福生市表彰条例に基

づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第五十三号福生市表彰条例

例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市会長として通算十年間市行政に貢献され、本年三月三十一日をもって任期満了となり退任されました福生市大宮熊川一四三番地第五一八一、鞠子光雄氏を表彰条例第四条第一号による一般表彰該当者として表彰を直委員会に諮り、その旨を申し述べましたので、表彰をいたすべく御提案を申し

上げ次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案とおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終めます。

これより議案第五十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十三号は、原

案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) この際、日程第十三から日程第十九までの七案を一括して

上程いたします。

日程第十三議案第五十四号から日程第十九議案第六十号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての七案を一括して議題といたします。
本七案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名でございますので議案第五十四号から議案第六十号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰について一括して御説明申し上げます。
この七議案は福生市消防団員として入団以来十五年にわたり消防行政に貢献し現在もなお団員活動に精励されている方々の功績に对して表彰をいたそうとするもので、議案第五十四号は、福生市大宮福生五四八番地、井梅健次氏と。
議案第五十五号は、福生市大宮熊川二八六番地、石川福男氏と。
議案第五十六号は、福生市大宮福生二二六番地、伊東浩司氏と。
議案第五十七号は、福生市大宮熊川四四番地三、江村隆之氏と。
議案第五十八号は、福生市志茂二二番地、田中 守氏と。
議案第五十九号は、福生市大宮福生六五六番地、田村昌巳氏と。

議案第六十号は、福生市大宮福生二二四七番地、古谷修一氏とそれぐれ表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮りその答申をいただきたしたので御提案を申し上げた次第でございます。
慎重御審議をいただきますして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本七案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第五十四号から議案第六十号までの七案について採決いたします。
お諮りいたします。

本七案は、原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第五十四号から議案第六十号までの七案は、それぐれ原案のとおり同意されました。